

平成22年度第2回制度金融運営協議会

日 時：平成22年11月11日(木)

13:30~15:00

場 所：県庁舎西棟8階大会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1)総合対策プランに係る今年度の取組状況について

(2)「リレバン推進ワーキンググループ」概要報告について

(3)「リレバン・レポート'10」について

(4)その他

4 閉 会

平成 22 年 11 月 4 日
株式会社 青森銀行

平成 22 年度第 2 回制度金融運営協議会資料

1. 総合対策プランで「金融機関の対応」とされた事項に対する今年度の取組方針

(1) 不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の利用促進

- ① 無担保・第三者保証不要の融資、流動資産を担保として活用する融資、全国規模の信用データベースを活用した効率的な融資等の積極的な推進

青森銀行では、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資手法を徹底すべく、信用格付および外部データベース機関の財務スコアリングを活用した融資商品を販売しお客さまの多様な資金調達ニーズに対応しております。

また、流動資産および動産を担保とした融資についても同様に取り組み中小企業のニーズにマッチングした融資商品の推進を図ってまいります。

これからも、お客さまの声にお応えするために、商品ラインナップの充実に取り組んでまいります。

- ② 企業の定量的財務データではなく、技術評価等の定性データをもとに信用力をはかる能力（目利き能力）の向上

青森銀行では、技術力や将来性を的確に評価できる目利き能力に優れた人材の育成を目的に本部融資トレーニー制度の実施、行外研修への積極的派遣、および行内集合研修の実施等に取り組んでおります。

22 年度上期は融資トレーニー制度において 4 名の研修を 6 ヶ月間実施し、終了後に中核店へ配属しております。下期も新たに 2 名を選定し研修を実施中でございます。

また下期は、営業店融資渉外担当者の育成強化を図ることを目的とした、新たな研修体制にも着手しております。

また行外研修への派遣、行内集合研修についても継続的に実施中でございます。

(2) リレーションシップバンキングのより一層の促進／県融資制度との連携強化

① 大企業とは異なる中小企業向け融資の特性を踏まえたリレーションシップバンキングの更なる推進

青森銀行では、平成22年度上期に、お客さまとの接点強化、実態の把握、ニーズの把握を目的として、営業店長による事業性貸出先全先訪問に取組みました。

これからも、お客さまの資金調達ニーズのみならず、経営に関する潜在的ニーズ発掘のためのソリューション営業に取り組んでまいります。お客さまの問題解決によるリレーションの強化を図り、どのようなことも一番に相談されるファーストコールバンクを目指してまいります。

② 融資全体の流れや審査のポイント等について中小企業に対してわかりやすく説明

青森銀行では、融資に関する顧客の知識、経験の状況等を把握し、顧客との認識のギャップを埋めるための十分な説明を行い、理解と納得が得られるように対応しております。

また、中小企業等の取引先は業績の管理等についても不慣れな先も多いことから、試算表や資金繰り表の作成等の指導にも努めております。特に課題のある先については、銀行と共通認識を持って課題への取組みができるよう、財務上の問題点や経営改善の必要性について十分な説明を行っております。

今後につきましても、試算表や資金繰り表、経営改善計画書については、銀行や税理士など他人任せではなく、経営者自身が自社の状況を的確に把握し、対策を講ずるために非常に重要であるということを理解されるよう、引き続き取り組んでまいります。

③ 責任共有制度の導入に伴い、金融機関の融資スタンスを変更しない

責任共有制度の実施に伴い、金融機関の責任負担部分が発生していますが、融資スタンスは制度の実施前後において変更しておりません。

今後も引き続き中小企業金融の円滑化のために信用保証制度の積極的な活用を図ってまいります。

(3) 再生支援策や再チャレンジ融資等の積極活用

① 金融円滑化に向けたコンサルティング機能の強化

青森銀行では、重点的に経営改善が必要な取引先を中心に「経営改善支援取組先」を選定し、本部・営業店が一体となり改善に向け、①経営者との面談による問題点の共有化、②経営改善計画の策定支援、③外部専門家（コンサル等）の紹介等の支援・指導に取り組んでおります。22年上期では、取組み先のうち14先の債務者がランクアップしております。

そして、行員のコンサルティング能力向上に向けた行内研修を数回実施し、当行のコンサルティング機能を強化し中小企業金融の円滑化に努めております。

② 中小企業再生支援協議会との連携協力の強化

企業の抜本的な再生が必要な取引先に対しては、中小企業再生支援協議会と連携し、金融支援等の再生策を実施しております。また、既に中小企業再生支援協議会と連携の下、数社の抜本的な再生に向けた検討・協議をスタートしております。今年度、中小企業再生支援協議会との連携で数先完了実績もございます。

③ 再生支援関連の信用保証制度及び再生ファンド機能の活用の検討

再生支援関連の信用保証制度につきましては、今年度の取扱実績はございませんが、中小企業再生支援協議会の枠組みの中で資金が必要な取引先数社に対する取扱実績がございます。

また、再生ファンドの活用につきましては、他行の活用状況など情報収集しながら活用を検討しております。

以上

平成 22 年 11 月 11 日
株式会社 みちのく銀行

総合対策プランへの取組状況

1. 不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の利用促進

(1) 無担保・第三者保証不要の融資、流動資産を担保として活用する融資、全国規模の信用データベースを活用した効率的な融資等の積極的な推進

① ABLの継続推進

・ 「アグリビジネス推進チーム」を中心に提案活動を実施。上期成約案件として日本酒・建設重機・りんごを動産担保とした ABL の成約が 3 件あり、対象業種も拡大している。

② シンジケートローン（当行アレンジ）の推進

・ 上期はコ・アレンジャーとして 1 件の実績。

③ 顧客債権流動化業務の継続推進

・ 保証協会制度を利用した診療報酬債権流動化案件の実績 1 件 100M あり。

④ ビジネスローンの継続推進

・ 農業信用基金協会との提携ビジネスローン「みちのく農業応援ローン」を発売、10 件 / 103 百万円の実績があり、農業分野の新規取引先増加に繋がった。

⑤ 制度融資等を活用した創業・新事業支援融資の継続推進

・ 地域活性化に向け創業・新事業支援融資を積極的に推進してきた結果、上期の実績 33 件（前年同月比 +10 件）となった。

(2) 企業の定量的財務データではなく、技術評価等の定性データをもとに信用力をはかる能力（目利き能力）の向上

・ 今年度より「人材育成プログラム」に基づき、個人能力に応じた行内研修を実施。行員向け休日セミナー（『みちぎんカレッジ』）と合わせて、目利き能力向上のための態勢強化を図っている。

2. リレーションシップバンキングのより一層の促進 / 県融資制度との連携強化

(1) 大企業向けとは異なる中小企業向け融資の特性を踏まえたリレーションシップバンキングの更なる推進

① 課題解決型営業の実践による地域企業支援の継続

・ 「お客さまをよく知る活動」を平成 22 年上期においても継続展開し、重点対象先（44 先）に本部と営業店の連携による提案活動を実施。
（うち 37 先に一定の成果あり）

② アグリビジネスへの取組強化

- ・ アグリビジネスへの取組強化として農業応援ローンの発売 (22/4) を開始し農業関連融資の増強を図っているほか、農業経営アドバイザー試験に2名合格 (22/8) しており、アグリビジネス推進者の育成を図っている。

③ ビジネスマッチングの継続推進

- ・ 取引先の販路拡大を意図した個別商談会(ローソン、その他)開催によるバイヤーとの商談が実現したことにより、22社に28件の面談機会の提供を実施。

(2) 融資全体の流れや審査のポイント等について中小企業に対してわかりやすく説明

- ・ 必要書類や相談受付から決裁までの融資プロセスなどについて、顧客と銀行との認識ギャップを埋めるための十分な説明態勢強化に努めるとともに、これらを含めた顧客満足度 (CS) 向上活動に引き続き取り組む。

(3) 責任共有制度の導入に伴い、金融機関の融資スタンスを変更しない

- ・ 責任共有制度導入前後で融資スタンスの変更はなく、引き続き、信用保証協会制度の積極利用に努める。

3. 再生支援策や再チャレンジ融資等の積極活用

(1) 中小企業再生支援協議会との連携協力の強化及び再生ファンド機能の活用の検討

- ・ 中小企業への再生計画策定支援を目的に、中小企業再生支援協議会との連携協力を図り、実現可能性の高い再生計画の策定とその他取引金融機関への調整を実施している。平成22年度中小企業再生支援協議会活用先は5グループである。
- ・ 更に、本部主導にて、外部コンサルや公認会計士等の活用による豊富な再生バリエーションを保有し、取引企業に対し最良な再生手法を構築の上、相応の再生実績を上げている。

(2) 再生支援関連の信用保証制度の活用・政府系金融機関による再チャレンジ支援の充実

- ・ 青森県水産加工業者に対する再生手法として、第二会社方式(新設吸収分割スキーム)により、事業資産と負債、収益弁済する借入金を新設会社にて承継させた際、新設会社への新規設備導入に対し、小規模企業者等設備導入資金制度を活用した。
- ・ 地元医療機関に対する再生支援策として、整理回収機構スキーム活用等、地域医療確保維持に向けた再生スキーム構築途上にある。

以上

平成22年11月11日

青い森信用金庫審査部
副部長 木村 孝志

平成22年度第1回制度金融運営協議会

1. 中小企業金融円滑化に向けた総合対策プランの22年度の取組み方針

(1) 不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の利用促進

①無担保・第三者保証不要融資、流動資産を担保として活用する融資、全国規模の信用データベースを活用した効率的な融資等の積極的な推進。

当金庫では、中小企業に対し不動産担保・個人保証に依存しない融資制度として、最速ローン・事業者コンパクトローン・無担保事業者ローン・企業活性化ローンの制度融資で資金供給しております。

加えて、トラック等の車輛を担保とした「青い森しんきん営業車輛担保ローン」の取扱を開始、5つの融資制度を推進する。

	9月までの実行分	
○ 最速ローン	38件	160百万円
○ 事業者コンパクトローン	34件	58百万円
○ 無担保事業者ローン	35件	259百万円
○ 企業活性化ローン	6件	110百万円
○ 青い森しんきん営業車輛担保ローン		

②企業の定量的財務データではなく、技術評価等の定性データをもとに信用力をはかる能力の向上。

当金庫では、中小企業の信用力を検証する「目利き能力」の向上は、各種会議や「目利き力養成講座」への派遣での対応のほか、貸出審査トレーニーを実施(6月、7月)し、レベルの向上を図る。

○ 6月～7月 新任支店長11名に対して貸出審査トレーニーを実施

○ 9月7日～9月10日 地区協主催の「目利き力養成研修」に融資担当長5名参加

(2) リレーションシップバンキングのより一層の推進/県制度融資との連携強化

①大企業向けとは異なる中小企業向け融資のリレーションシップバンキングの更なる推進。

当金庫では、昨年同様、売上規模の小さい零細企業に対しては、財務諸表による企業格付スコアリングによらない、企業訪問による実態把握を重視した商品(事業者コンパクトローン300万円以内)を小口融資として多くの件数を取り扱う。

②融資全体の流れや審査のポイント等について中小企業に対してわかりやすく説明。

当金庫では、前年同様、融資申込時に契約に関し内容説明のうえ契約書の写しを顧客へ渡しているほか、契約書にないメリット・デメリットについては多様な取引形態別に「与信取引に関する顧客への重要事項説明書」を作成しており、それを渡し説明のうえ、持ち帰りいただいている。

③責任共有制度の導入に伴い、金融機関の融資スタンスを変更しない。

当金庫では、制度の導入による融資スタンスは、特に変更していないので引き続き対応する。なお、平成20年10月末より取扱している現在は「景気対応緊急保証制度」(全国緊急)

等は、中小企業の資金繰りの円滑化を図るため、積極的に取り扱う事を周知している。

(3) 再生支援策や再チャレンジ融資等の積極活用

① 中小企業再生支援協議会との連携協力及び再生ファンド機能活用の検討。

当金庫は、企業再生支援強化を目的に4名(営業店長経験者)の業務精通者を配置した、又「中小企業診断士協会青森支部」と平成20年8月1日に業務委託契約を締結し、隔月で中小企業との経営相談会を開催し(一回の参加企業3社)、中小企業再生支援協議会と連携して再生支援を推進している。

- 経営相談会を毎月実施(8月を除く)
一回の参加企業は3社

② 再生支援関連の信用保証制度の活用。

平成20年10月より取扱している「景気対応緊急保証制度」(全国緊急)、雇用対策特別保証制度など保証協会制度融資を積極的に取扱しているところであり、本制度融資が中小企業の金融円滑化に寄与することを期待している。

③ 政府系金融機関による再チャレンジ支援の充実。

当金庫では、事業を営もうとする再チャレンジの案件はほとんどないが、申し出があれば積極的に対応していく。

平成22年度第2回制度金融運営協議会資料
(総合対策プランに係る今年度の取組状況について)

1. 不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の利用促進

(1) 無担保・第三者保証不要の融資商品の積極的な推進

平成22年4月1日、農業者向けの融資制度『農業ローン「津軽」』を新設いたしました。

本ローンは、青森県農業信用基金協会が保証する、農業者の方および農業法人向けの融資で、原則「無担保（農地取得資金は除く）」、「第三者保証人不要」の制度です。

融資限度額は個人で3,000万円以内、法人で5,000万円以内となっております。

当金庫では、地域の主要産業である農業分野に対して、本制度等を活用した積極的な取組みを継続いたします。

(2) 信用金庫業界の中小企業信用リスクデータベース（略称：SDB）のスコアリングモデルを活用したクレジット・スコアリングを軸に、定量情報と定性情報による実態に即した貸出に取り組んでおります。

(3) 目利き能力の育成のため、金融関係業界団体が開催する研修等に積極的に参加するとともに、技術評価など国・県等の行政機関や商工団体等の外部団体が有する目利き能力を積極的に活用して庫内の研修等に取り組んでおります。

※ 平成22年7月、融資担当役席者を対象に、日本政策金融公庫（国民生活事業）業務研修会を開催いたしました。

2. リレーションシップバンキングのより一層の促進／県融資制度との連携強化

(1) 財務面支援と課題共有による「課題解決型金融」に取り組んでおります。

(2) 金融円滑化を図るため、条件変更等の表面的現象に捕らわれない実態に即した対応の強化を図っております。

(3) 県融資制度の活用や信用保証制度の積極的な活用に取り組んでおります。

3. 再生支援策や再チャレンジ融資等の積極活用

(1) 本部企業支援グループと営業店企業支援担当者が協議の上支援対象先を選定し、本部と営業店が連携して再生支援に向け取り組んでおります。

① 対象先の経営上の問題点・課題の分析・抽出

② 対象先の経営改善計画の作成及び提案

③ 計画実施状況のモニタリング

④ 対象先が実施する新規投資計画の検討

⑤ 改善計画の進捗状況が思わしくない先に対する改善計画の再検討、修正案の提案

(2) 中小企業支援施策の活用等について、青森県中小企業再生支援協議会と連携した取り組みを検討しております。

(3) 政府系金融機関と連携しながら再チャレンジ融資制度の活用に取り組んでおります。

平成22年11月11日

青森県信用組合

平成22年度第2回「制度金融運営協議会」資料

1. 不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の利用促進

(1) 無担保・第三者不要の融資、流動資産を担保として活用する融資、全国規模の信用データサービスを活用した効率的な融資等の積極的な推進

➤ 中小企業者への円滑な事業資金の提供のため、無担保、第三者保証人不要とする当組合独自商品の積極的な活用を継続しており、事業資金全体では5.4%（前年同月比△2.0%）の割合となっています。低下要因としては、事業資金全般の需要が低迷しているものと捉えており、引き続きの活用を年度末へ向けて推進して参ります。

(2) 企業の定量的財務データではなく、技術評価等の定性データをもとに信用力を図る能力（目利き能力）の向上

➤ 融資担当者には、積極的に外部研修への参加や通信教育を励行させているほか、個別事案をモデルにした事例の紹介等により、審査能力を高めるための指導を行っております。また、今年度より審査部へ当組合では初の女性審査職員を配置し、女性職員を含め職員の審査能力に対する意欲を高めるための取組みを行っております。

2. リレーションシップバンキングのより一層の促進/県融資制度との連携強化

(1) 大企業とは異なる中小企業向け融資の特性を踏まえたリレーションシップバンキングのより一層の促進

➤ 日常の訪問活動を通じ、青森県信用保証協会とも連携を強化し、積極的に県融資制度を活用しております。全般に事業資金に対する需要が低迷しているなか、保証協会付き融資の残高は期首を維持している状況です。

➤ 経営改善見込み先については、年4回のヒアリングを実施し、経営改善計画表の作成協議や進捗状況の確認を行い、個別先の業況把握に努めながら、実効性のある支援活動に取り組んでおります。

(2) 融資全体の流れや審査のポイント等について中小企業に対して分かりやすく説明

- 顧客の知識、経験を踏まえたうえで柔軟な対応を心掛け、基本的には顧客と良く話し合いをするように指導しております。また、新規の融資案件等については、本部で情報を吸い上げる体制としており、交渉記録等を確認しながら、適切な説明をしているかの検証を行っております。
- 利用者満足度アンケート調査については、毎年 1 月に実施しており、その結果を検証し、今後の改善に向けた施策に取り組んで参ります。

(3) 責任共有制度の導入に伴い、金融機関の融資スタンスを変更しない

- 責任共有制度の導入後においても、当組合の融資スタンスは変更しておらず、信用保証制度の積極的な活用を実施しております。

3. 再生支援策や再チャレンジ融資等の積極活用

(1) 中小企業再生支援協議会との連携協力の強化及び再生ファンド機能の活用の検討

- 審査部内に企画支援部門（企業支援部門）を編成しており、営業店との連携により、対象先 20 先を選定し取引先企業の問題点等を相談しながら、支援機能の強化に努めております。
- 再生支援協議会との連携については、対象企業の状況にもよりますが、今後も連携強化していく方針です。

(2) 再生支援関連の信用保証制度の活用

- 再生支援関連の信用保証制度の活用実績は現在もありませんが、必要に応じ活用していくこととしております。

(3) 政府系金融機関による再チャレンジ支援の充実

- 政府系金融機関による再チャレンジ支援についての実績は現在までありませんが、必要に応じて取り組んでいく考えであります。

以 上

「総合対策プラン」に於ける取組状況

青森商工会議所

1. 10月までの融資推薦件数

	今年度		(前年度)					
<input type="checkbox"/> マル経	件数	39件	金額	19,450万円	(件数	36件	金額	15,830万円)
<input type="checkbox"/> 一般貸付	件数	12件	金額	9,340万円	(件数	16件	金額	11,620万円)
<input type="checkbox"/> 県制度融資	件数	3件	金額	8,700万円	(件数	28件	金額	55,300万円)

2. 取組状況

- 窓口、巡回相談における県融資制度並びに経営力向上割引の新設を説明する
- リレバンレポート '09・県融資制度についての説明
平成22年6月21日(月) 小規模企業振興委員会にて説明
- 青森県経営安定化サポート資金のPR
当所会報「かけはし」5月号にてPR(4,000部)
- マル経融資推進のための実訪
平成22年8月、83事業所をマル経借替並びに県融資制度PRのための実訪を実施
- 一日国金金融相談会の開催
平成22年9月8日(水) 商工会議所2階会議室 参加者12名
- ワンストップ・サービス・ディの開催
平成22年10月26日(火) 商工会議所2階会議室 相談件数6件

3. 今後の取組

- 中小企業経営セミナーの実施(11月)
金融円滑法の説明並びに日本政策金融公庫の融資制度説明会を実施する
- マル経事後指導のための巡回を実施(11月～12月)
マル経利用者の事後指導のための巡回を実施し、併せて県融資制度のPRを行う
- 緊急特別保証制度や金融円滑化法などの金融支援による効果が表れている一方で、企業収益の悪化等により借入をしても返済が出来ないという中小企業者の声を多く聞く。また、円高、デフレ、陸奥湾ホタテガイ高水温被害など先行きが懸念されることから、円滑な資金調達に向け、金融相談の強化に努めていくこととしている。

『総合対策プラン』

今年度の取組状況（中小企業者の対応）

①中小企業者の育成

- 一日公庫（日本政策金融公庫）を商工会に設置し、小規模事業者への融資あっせんの強化を図っている。（県内80%の商工会で実施）
- 中小企業者に対する巡回訪問・集団指導時に金融制度の説明と利用促進を図る。
《巡回訪問については県内43商工会が毎月実施する。》
- 記帳指導・決算指導・申告指導などの日々の経営指導により経営内容が把握できるため、その内容を的確にアドバイスするとともに、金融機関へは商工会職員（経営指導員）が同行する。
- 県内各商工会に「金融特別相談窓口」として看板も設置し、中小企業者の資金繰りのための借換えの促進を図っている。
- デフレに伴う実質金利高に対応するため金利引き下げ（経済対策）の周知
【設備資金の貸付利率特例制度＝当初2年間の貸付利率が0.5%低減】

②金融機関等との連携強化

- 金融機関並びに保証協会と金融懇談会の開催
《複数の金融機関が存在する市町村の商工会で実施する。》
- 商工会並びに事務委託団体の総会や研修会等には金融機関にも出席していただき、参加者との懇親を深める。

資料2

リレバン推進ワーキンググループ

概要報告

平成22年11月11日

1 構成メンバー

(順不同、敬称略)

機関名	職名	氏名
青森銀行	審査部企業支援室主査	成田 泰 範
みちのく銀行	審査部与信企画室担当役	工 藤 ひとみ
青い森信用金庫	審査部副部長	木 村 孝 志
東奥信用金庫	融資部融資課長	阿 保 恵 治
青森県信用組合	審査部次長	神 寿 仁
青森県信用保証協会	業務部業務課長	工 藤 均
青森商工会議所	経営相談課長	斉 藤 尚
青森県商工会連合会	中央広域指導センター所長	三 浦 守
青森県中小企業団体中央会	連携支援2課長	加 川 正 宏
青森県中小企業再生支援協議会	副統括責任者	津 島 滋
青森県	商工政策課商工金融GM	今 隆 一
青森県	商工政策課総括主幹	出 崎 和 夫
青森県	商工政策課主事	石 川 茂 雄

2 開催状況

- (1) 第1回 7月6日(火)
 - 「リレバン・レポート'09」の評価 等
 - 金融円滑化法を巡る状況 等
- (2) 第2回 7月27日(火)
 - 県制度による試算表等の作成推進
 - 経営改善支援の取組
 - 地域密着型金融推進の取組状況 等
- (3) 第3回 9月2日(木)
 - 農業分野への融資に係る取組と課題
 - 県単特別保証融資制度に対する評価 等
- (4) 第4回 10月15日(金)
 - 県単特別保証融資制度に対する評価
 - 今年度のワーキンググループ概要報告(案) 等
- (5) 第5回 10月29日(金)
 - 取りまとめ

3 議論の概要

(1) 地域密着型金融推進(リレバン)の推進について

① 試算表等の作成推進について

金融円滑化のポイントとして、リレバンレポート'09で提唱した試算表等の作成について、県制度の経営力向上割引の利用実績も踏まえ議論。

○ 試算表等の作成を通じた自社の経営状況把握は中小企業の経営力向上になるとともに、金融機関との相互理解も促進

一方、

○ 作成していない中小企業者にとっては、ハードルが高い。

・ 融資利率より、スピードや借りやすさを重視する傾向が強い。

(中小企業の意識がそこまで回らない)

・ 小規模事業者ほどマンパワーの制約がある。

○ 県制度における利用実績は対象制度(マル定、マル応)全体の2割



以下の取組を検討してはどうか。

- ・ 相談等の機会を捉えた周知活動を展開
- ・ 商工団体の指導を通じた小規模事業者への作成支援
- ・ 市町村統一制度への経営力向上割引の提案
- ・ アンケートで引き続き実態を把握

②金融機関における金融円滑化の実施状況、経営改善支援の取組について

中小企業金融円滑化法が求めている条件変更等への対応とこれに伴う経営改善支援の状況について議論。

- 金融機関では条件変更にこれまでも柔軟に対応。
- 条件変更をより申込みやすい環境になった。
- 国の公表資料によっても、相応の対応がなされており、再生協への相談も落ち着いていることから、効果が現れている。

また、同時に求められているコンサルティング機能の強化については、

- 経営改善計画の策定支援が基本。
- 職員の能力向上の研修や経営相談会を実施。
ただし、
- 計画は実行が難しい。金融機関による計画策定後のモニタリングが大事。
- 経営改善計画を条件変更のツールとしてのみ認識する企業も多い。



今後、条件変更への対応を中小企業の真の経営改善につなげるには、計画策定後のモニタリングが大事。金融機関と中小企業が計画の考え方を共有し取り組んでいくことが必要ではないか。

③地域密着型金融推進(リレバン)の取組状況について

地域密着型金融推進の取組状況は金融庁から公表を求められており、各金融機関とも公表し、周知に努めているが、その状況について議論。

- 担保に依存しない融資、ビジネスマッチング支援、地域貢献などの取組は周知が図られているが、それを包括した「リレバン」に関する中小企業者の認知度は必ずしも高くない。
- 財務局アンケートでは、金融機関の上記に係る取組について、わからないという回答が増加。個別の項目についても認知度が高くない可能性。



県のアンケートにおいては、リレバンに関連する項目を金融機関の個別満足度としていくつか尋ねており、その中には、満足度が高い項目もある。
取組の認知度に起因する部分があるとなれば、それを積極的にPRするなどの対応が必要ではないか。

(2) 制度融資について

① 県単特別保証融資制度について

昨年度に引き続き、県単特別保証融資制度について議論。
今年度は、市町村制度との関係から県単特別保証制度のあり方について議論を深めた。

- いつまで、どのくらい必要なのかニーズによって、メリットの大きい制度を勧める。簡単な手続、金利も選択肢の1つ。
- 金利は県制度が有利だが、市町村制度は保証料補給、利子補給が大きなメリット。また、県制度より書類も簡単で、顧客に素早い対応が可能。
- 小規模事業者には市町村制度だが、大きい資金需要には県制度。
- 県制度には一般資金を中心に、市町村制度と競合するものも多い。
- 県と市町村が協力して制度融資運用するということも考えられるが、市町村にもそれぞれ事情があり、協議は必要。



県、市町村とも厳しい財政状況の中、限られた予算で政策効果を発揮するという観点から、県、市町村が応分の負担により協力して制度融資を運用することを検討してはどうか。

メリット、デメリットがさまざま想定され、関係機関も多岐にわたることから、関係機関で構成する研究会での検討が想定される。

②中小企業の農業分野進出に係る融資について

近年、中小企業の新分野進出の有望な分野として農業が注目されているが、資金調達面が課題とする声が多い。このため、農業分野への支援を強めてきている金融機関と、金融面での課題について議論を深めた。

○商工労働部所管の融資制度では農業が対象外。農林水産部所管の融資制度対象とはなるが、商工団体等の支援機関では事実上周知・斡旋が困難。

また、農業分野進出に係る資金調達については、

○異業種からの農業参入はノウハウ取得に一定期間が必要だが、農業に対する考え方、販路の検討が甘いケースが多い。

○農業は収穫＝回収で年単位の資金回収。加工流通などの本業と一体でみるとは難しく、本業(信用保証協会対応部分)と区別した取扱が必要。

○金融機関は農業信用基金協会と連携したプロパー制度に現在取り組み始めたが、通常手続と異なる点などはノウハウ蓄積に必要なコストと認識。

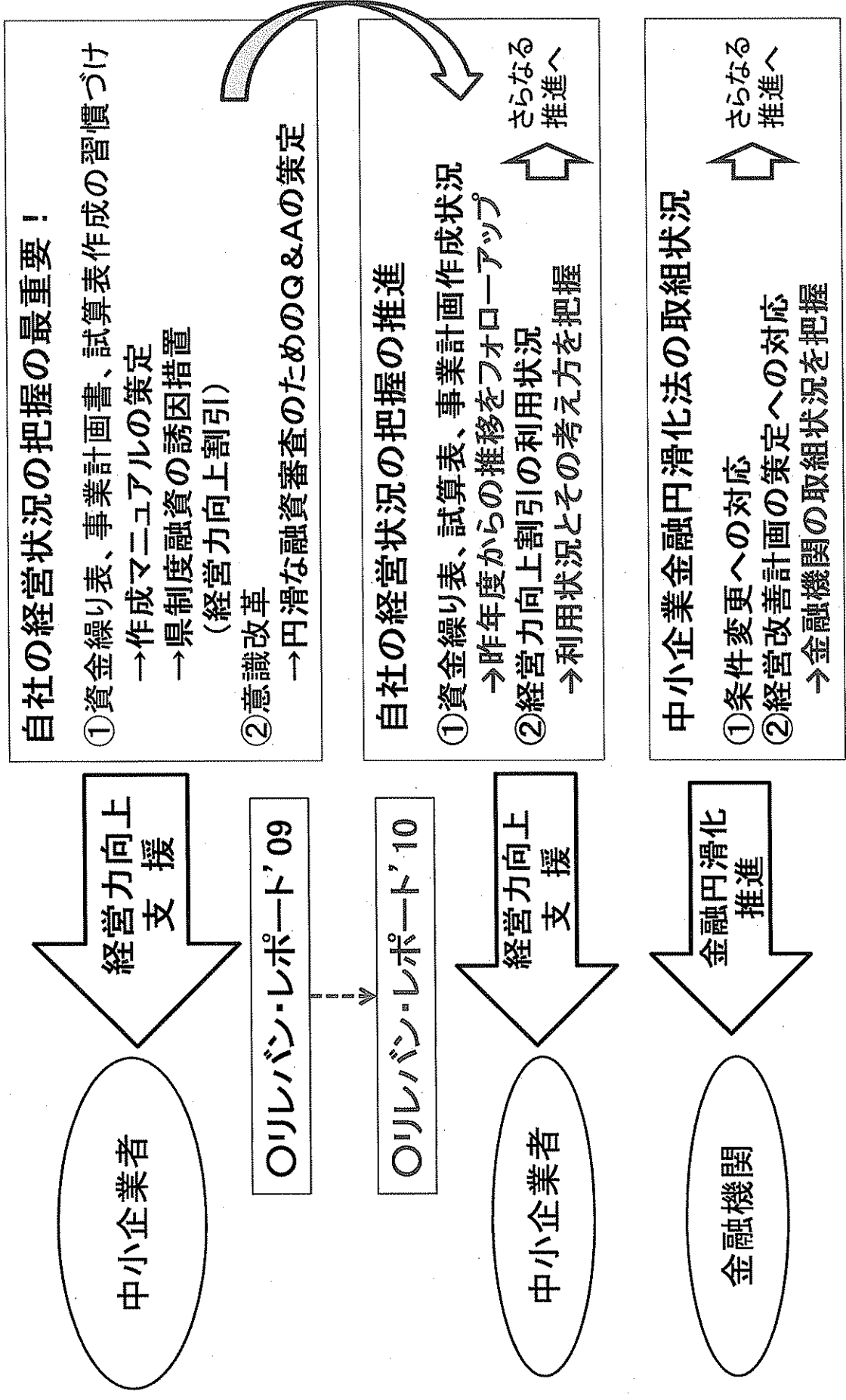
○農業信用基金協会を利用する制度融資があっても、各金融機関の農業向けプロパー資金との選択がその都度なされ、制度併存は可能。



中小企業の農業参入に対する農業経営指導等の支援を講じつつ、商工団体等で紹介対応可能な融資制度(農業信用基金協会の保証による中小企業者の農業参入を対象とする制度)の創設を検討してはどうか。

「リレバン・レポート'10」について

～リレバンは、金融機関と中小企業者の相互の努力によって達成される～



「リレバン・レポート'10」の設計について

<継続>

- ①金融機関に対する中小企業者の満足度調査
- ②総合満足度と個別項目満足度との相関分析による金融機関の優先的取組事項の提案
- ③中小企業者の自社の経営状況把握の指標として、資金繰り表、試算表、事業計画書の作成状況を調査

<新規>

- ①経営力向上割引の利用状況を調査
- ②金融円滑化法の取組状況の調査

「リレバン・レポート'10」に係る今後のスケジュールについて

(1) 中小企業者に対するアンケート調査について

- ①実施方法
商工団体等の協力を得て県内中小企業2,500社にアンケート調査
- ②実施期間
11月中旬から12月中旬

(2) レポートの公表

平成23年2月開催予定の第3回制度金融運営協議会にて

金融機関の融資業務等に関するアンケート調査

県では、県内中小企業金融の円滑化を図るため、地域密着型金融（※）の推進を支援しています。

このアンケート調査は、普段のお取引が最も多い金融機関（メインバンク）について、その融資業務等に関する中小企業者の皆様のご意見をお聞かせいただき、今後の地域密着型金融の推進のための基礎データとすることを目的として実施するものです。

アンケート調査結果は、平成22年2月に「リレバン・レポート'09」として公表することを予定しています。

つきましては、ご多忙中とは存じますが、趣旨をお汲み取りいただき、率直なご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

平成22年11月 日

青森県商工労働部商工政策課長

（※）地域密着型金融

金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより、顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に金融サービスの提供を行っていくこと。

<ご記入にあたって>

- 本アンケートは、普段のお取引が最も多い金融機関（メインバンク）の融資業務等についてお伺いします。
- 本アンケートは統計的に集計し、回答者が特定されたり、目的外に利用することは一切ありません。
- ご回答の方法や本アンケートの趣旨について、ご不明の点がありましたら、下記の担当までお問い合わせください。

〔担当〕 青森県商工労働部商工政策課 商工金融グループ 出崎（でさき）
〒030-8570 青森市長島1-1-1
TEL 017-722-1111（内線3623） 017-734-9368（直通）
FAX 017-734-8106
E-mail:kazuo_desaki@pref.aomori.lg.jp

※県では、昨年も同様のアンケート調査を実施しており、その結果は「リレバン・レポート'09」として公表しています。

「リレバン・レポート'09」は、こちらでご覧いただけます。

（青森県ホームページ）

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/files/relabanreport09.pdf>

Q 1 御社で、普段の取引が最も多い金融機関(メインバンク)はどちらですか。該当する金融機関の番号に○印をおつけください(○印は1つ)。

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| 1. 青森銀行 | 2. みちのく銀行 | 3. 青い森信用金庫 |
| 4. 東奥信用金庫 | 5. 青森県信用組合 | 6. 県外地方銀行 |
| 7. 政府系金融機関 | 8. その他(具体的に |) |

Q 2 Q 1で選んだ金融機関(メインバンク)について伺います。これまでに、融資や条件変更(金利の引き下げ、金利・元本の支払い猶予、返済期限の延長など)を申し込んで断られたことがありますか。該当する番号に○印をおつけください(○印は1つ)。

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. ない→Q5へ | 2. ある→Q3へ |
|-----------|-----------|

Q 3 Q 2で「2. ある」とお答えの方に伺います。断る理由についてどのような説明を受けましたか。該当する番号に○印をおつけください(○印はいくつでも)。

- | |
|---------------------|
| 1. 事業計画の達成可能性が低いから |
| 2. 社外保証人をつけられないから |
| 3. 担保余力がないから |
| 4. これまでの返済状況が良くないから |
| 5. その他(具体的に |
|) |

Q 4 Q 3の理由の説明で納得しましたか。該当する番号に○印をおつけください(○印は1つ)。

- | | |
|---------|------------|
| 1. 納得した | 2. 納得していない |
|---------|------------|

Q 5 信用保証協会の信用保証制度を利用していますか。該当する番号に○印をおつけください(○印は1つ)。

- | | | |
|-----------|------------|----------|
| 1. 利用している | 2. 利用していない | 3. わからない |
|-----------|------------|----------|

Q 6 緊急保証制度(売上高の減少等を要件とする信用保証協会100%保証の制度。平成22年3月31日まで。市町村の認定が必要。)を利用したことがありますか。該当する番号に○印をおつけください(○印は1つ)。

- | | |
|------------------------|--------------|
| 1. 利用したことがある(現在利用している) | 2. 利用したことがない |
| 3. わからない | |

Q 7 条件変更等の申込に対する金融機関の努力義務を定めた、中小企業金融円滑化法施行（平成21年12月4日）以後、Q1で選んだ金融機関（メインバンク）に条件変更を申し込みましたか。該当する番号に○印をおつけください（○印は1つ）。

1. 申し込んだ→Q8へ 2. 申し込んでいない→Q11へ 3. わからない→Q11へ

Q 8 Q7で「1. 申し込んだ」とお答えの方に伺います。その条件変更はどのように取り扱われましたか。該当する番号に○印をおつけください（○印は1つ）。

1. 承諾された→Q9へ 2. 審査中→Q11へ 3. 断られた→Q11へ
4. 取り下げた→Q11へ

Q 9 Q8で「1. 承諾された」とお答えの方に伺います。その条件変更に伴って経営改善計画を策定しましたか。（○印は1つ）。

1. 策定した→Q10へ 2. 策定中又は今後策定見込→Q10へ
3. 策定していない→Q11へ

Q10 Q9で「1又は2」とお答えの方に伺います。その経営支援計画の策定等に当たっては金融機関の支援はありましたか。（○印は1つ）。

1. 支援があった 2. 支援はなかった 3. 自力で策定可能だった

Q11 Q1で選んだ金融機関（メインバンク）について伺います。以下のすべての項目について、該当する番号に○印をおつけください（○印はそれぞれ1つ）。

	満足	まあ満足	どちらともいえない	やや不満	不満
職員の訪問回数	1	2	3	4	5
職員の知識・対応	1	2	3	4	5
融資申込手続きの簡単さ	1	2	3	4	5
融資審査のスピード	1	2	3	4	5
社外保証人に依存しない融資	1	2	3	4	5
担保に依存しない融資	1	2	3	4	5
融資申込の際の事業計画の適切な評価	1	2	3	4	5
金利・融資期間などの条件	1	2	3	4	5
経営に役立つアドバイス	1	2	3	4	5
条件変更への協力	1	2	3	4	5

（回答例）

	満足	まあ満足	どちらともいえない	やや不満	不満
職員の訪問回数	1	②	3	4	5
職員の知識・対応	1	②	3	4	5
融資申込手続きの簡単さ	1	2	③	4	5
条件変更への協力	1	2	3	④	5

Q12 Q1で選んだ金融機関（メインバンク）の総合的な満足度について伺います。該当する番号に○印をおつけください（○印は1つ）。

大変満足 かなり満足 まあ満足 普通 やや不満 かなり不満 大変不満
1 2 3 4 5 6 7

Q13 御社では、「試算表」を作成していますか。該当する番号に○印をおつけください（○印は1つ）。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 毎月作成している→Q14～ | 2. 四半期毎に作成している→Q14～ |
| 3. 半期に1度作成している→Q14～ | 4. 作成していない→Q15～ |

Q14 Q13で「1～3」とお答えの方に伺います。「試算表」を金融機関に提出していますか。該当する番号に○印をおつけください（○印は1つ）。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1. 自発的に提出 | 2. 金融機関に求められれば提出 |
| 3. 融資や条件変更の申込をする時だけ提出 | 4. 提出していない |
| 5. その他（具体的に |) |

Q15 Q13で「4. 作成していない」とお答えの方に伺います。「試算表」を作成しない理由について、該当する番号に○印をおつけください(○印はいくつでも)。

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1. 必要性を感じないから | 2. 作成方法がわからないから |
| 3. その他(具体的に |) |

Q16 御社では、「資金繰り表」を作成していますか。該当する番号に○印をおつけください(○印は1つ)。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 作成している→Q16へ | 2. 作成していない→Q17へ |
|----------------|-----------------|

Q17 Q16で「1. 作成している」とお答えの方に伺います。「資金繰り表」を金融機関に提出していますか。該当する番号に○印をおつけください(○印は1つ)。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1. 自発的に提出 | 2. 金融機関に求められれば提出 |
| 3. 融資や条件変更の申込をする時だけ提出 | 4. 提出していない |
| 5. その他(具体的に |) |

Q18 Q16で「2. 作成していない」とお答えの方に伺います。「資金繰り表」を作成しない理由について、該当する番号に○印をおつけください(○印はいくつでも)。

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1. 必要性を感じないから | 2. 作成方法がわからないから |
| 3. その他(具体的に |) |

Q19 御社では、「事業計画(3年程度先までの中期事業計画)」を作成していますか。該当する番号に○印をおつけください(○印は1つ)。

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 作成している→Q20へ | 2. 作成していない→Q23へ |
|----------------|-----------------|

Q20 Q19で「1. 作成している」とお答えの方に伺います。「事業計画」はどなたが作成していますか。該当する番号に○印をおつけください(○印は1つ)。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 経営者自身 | 2. 経理担当者等の社員 |
| 3. 税理士・公認会計士 | |
| 4. その他(具体的に |) |

Q21 Q19で「1. 作成している」とお答えの方に伺います。「事業計画」を金融機関に提出していますか。該当する番号に○印をおつけください(○印は1つ)。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1. 自発的に提出 | 2. 金融機関に求められれば提出 |
| 3. 融資や条件変更の申込をする時だけ提出 | 4. 提出していない |
| 5. その他(具体的に |) |

Q22 Q19で「1. 作成している」とお答えの方に伺います。「事業計画」の進み具合をチェックし、計画どおりに進んでいない場合、必要な取組を行っていますか。該当する番号に○印をおつけください（○印は1つ）。

- | | |
|----------|-------------|
| 1. 行っている | 2. 特に行っていない |
|----------|-------------|

Q23 Q19で「2. 作成していない」とお答えの方に伺います。「事業計画」を作成しない理由について、該当する番号に○印をおつけください（○印はいくつでも）。

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1. 必要性を感じないから | 2. 作成方法がわからないから |
| 3. その他（具体的に |) |

Q24 御社では、決算書を金融機関に提出していますか。該当する番号に○印をおつけください（○印は1つ）。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1. 自発的に提出 | 2. 金融機関に求められれば提出 |
| 3. 融資や条件変更の申込をする時だけ提出 | 4. 提出していない |
| 5. その他（具体的に |) |

Q25 Q14、Q17、Q21、Q24で「試算表」「資金繰り表」「事業計画」「決算書」（いずれか1つ以上）を「1. 自発的に提出」とお答えの方に伺います。書類を提出した時の金融機関の対応はいかがでしたか。該当する番号に○印をおつけください（○印は1つ）。

- | |
|------------------------------------------------|
| 1. 御社の説明後、事業の改善や発展に向けたアドバイスがあった |
| 2. 御社の説明後、いろいろな質問があるなど、自社のことを理解しようとしてくれた |
| 3. 御社の説明後も特に質問や反応はなく、自社のことを理解しようとしているのかわからなかった |
| 4. 書類を受け取るのみで、説明の機会を取ってくれなかった |
| 5. その他（具体的に |

Q26 県の特別融資制度（県が制度を創設し、信用保証協会の保証付きで金融機関が低利で融資するもの）を利用したことがありますか。該当する番号に○印をおつけください（○印は1つ）。

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1. 利用したことがある→Q27～ | 2. 知っているが、利用したことがない→Q28～ |
| 3. 制度自体知らない→Q28～ | |

Q27 Q26で「1. 利用したことがある」とお答えの方に伺います。県特別保証融資制度の「経営力向上割引」（試算表及び資金繰り表を四半期に一度、金融機関に提出することを条件に、金利を0.2%割り引く制度）を利用したことがありますか。該当する番号に○印をおつけください（○印は1つ）。

1. 利用したことがある→Q30へ 2. 知っているが、利用したことがない→Q28へ
3. 制度自体知らない→Q28へ

Q28 Q26で「2又は3」、Q27で「2又は3」とお答えの方に伺います。今後「経営力向上割引」（上記27参照）を利用したいと思いませんか。該当する番号に○印をおつけください（○印は1つ）。

1. 利用してみたい→Q30へ 2. 利用したいとは思わない→Q29へ

Q29 Q28で「2. 利用したいとは思わない」とお答えの方に伺います。それはどのような理由によるものでしょうか。該当する番号に○印をおつけください（○印はいくつでも）。

1. 書類作成に時間がかかり融資を早く受けられない
2. 書類作成する人員が足りない
3. 書類を作成する方法がわからない
4. 書類作成する手間（時間、人員）に比べメリットが少ない
5. その他（具体的に

Q30 商工会議所・商工会による経営指導を受けたことがありますか。該当する番号に○印をおつけください（○印は1つ）。

1. よく受けている→Q31へ 2. 受けたことがある→Q31へ
3. 受けたことがない→Q32へ

Q31 Q30で「1. よく受けている」「2. 受けたことがある」とお答えの方に伺います。その経営指導はどのような内容ですか。該当する番号に○印をおつけください（○印はいくつでも）。

1. 記帳指導 2. 試算表の作成 3. 資金繰り表の作成
4. 事業計画の作成 5. 決算書の作成 6. 金融機関への融資申込
7. 補助金など各種支援制度の申請
8. その他（具体的に

Q32 金融機関との間に信頼関係を築くために、金融機関に望むのはどんなことですか。

[]

Q33 事業資金の調達について、行政へのご意見・ご要望等を自由にご記入ください。

[]

Q34 御社についてお伺いします。

- ・業 種 (建設業 製造業 卸売業 小売業 運送業)
(不動産業 サービス業 その他)
※該当するものに○印をおつけください。

・従業員数 () 名)

・本店所在地 () 市 町 村)

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

平成22年11月11日

中小企業金融対策について

平成22年11月8日～平成23年3月31日実施（既存予算で対応）

1 中小企業の資金繰り支援（年末・年度末金融対策）

急激な円高により下請けの多い県内中小企業への影響が懸念される等、先行き不透明な県内経済環境の下、年末・年度末の資金需要期に向けた資金繰り支援対策を実施し、県内中小企業の経営の安定化を図る。

(1) 経営安定関連資金に係る「借換枠」の創設

経営安定化サポート資金に「借換枠」を創設する。

- | | | |
|--------|----------------------------------|-----------|
| ・融資枠 | 50億円 | } 新規枠と同条件 |
| ・融資対象 | 経営安定枠及び原油関連枠の要件（売上減少等）に該当するもの | |
| ・融資限度額 | 4000万円 | |
| ・融資期間 | 10年以内（うち据置2年以内） | |
| ・融資利率 | 金融機関所定-0.8%（下限2.0%）
（保証料別途必要） | |

(2) 融資期間の延長

県制度資金の既存借入に係る条件変更を行う場合には、県制度資金の要綱に定める融資期間の上限を超えて最長5年延長することができるものとする。

2 陸奥湾ホタテガイ高水温被害に係る中小企業金融対策

陸奥湾ホタテガイ高水温被害により、水産加工業者を中心とした県内中小企業者への影響が懸念されることから、年末・年度末金融対策と合わせて金融面からの支援を図る。

(1) 経営安定化サポート資金「災害枠」の適用

- | | | |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ・融資対象 | 「陸奥湾ホタテガイ高水温被害」により影響を受ける水産加工業者等
①ホタテを取扱う水産加工業者、卸、小売、飲食店、運送業者（以下「ホタテ関連事業者」という。）
②ホタテ関連事業者との取引依存度10%以上のもの
③ホタテ生産者との取引依存度10%以上のもの | } 現行どおり |
| ・融資枠 | 200億円（既存の枠内での対応） | |
| ・融資限度額 | ① 1億円（他の枠と別枠で利用可能）
②、③ 3000万円（同上） | |
| ・融資期間 | 10年以内（うち据置2年以内） | |
| ・融資利率 | 金融機関所定-0.8%（下限2.0%）
（保証料別途必要） | |

(2) 経営安定化サポート資金「借換枠」（年末・年度末金融対策）の対象に追加

借換枠の利用は、経営安定枠及び原油関連枠の要件（売上減少等）に該当することが条件となっているが、これに災害枠の要件該当者も追加する。

(3) 融資期間の延長（年末・年度末金融対策）

上記1（2）に同じ